

添付法令資料 1 :

モロッコにおける高等軍事教育機関としての王立大学の組織に関する  
2002 年 3 月 12 日付政令第 2-01-3144 号 (目次)

- 第 1 章 役割 (第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 入学の条件 (第 4 条～第 5 条)
- 第 3 章 教育制度 (第 6 条～第 10 条)
- 第 4 章 組織 (第 11 条～第 17 条)
- 第 5 章 運営 (第 18 条～第 19 条)
- 第 6 章 雑則 (第 20 条～第 21 条)

添付法令資料 2 :

韓国行政規制基本法 (目次)  
2016 年 5 月 29 日法律第 14184 号により一部改正 2016 年 11 月 30 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 規制の新設及び強化に対する原則及び審査 (第 7 条ないし第 16 条)
- 第 3 章 既存規制の整備 (第 17 条ないし第 22 条)
- 第 4 章 規制改革委員会 (第 23 条ないし第 33 条)
- 第 5 章 補則 (第 34 条ないし第 37 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

ローン身元保証ファンドに関する 2012 年 2 月 10 日付モンゴル国法律 (目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 ファンドの発起設立並びにその指導管理、構造及び組織化 (第 6 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 ファンドの活動 (第 9 条ないし第 12 条)
- 第 4 章 政府の権限及び義務 (第 13 条)
- 第 5 章 ファンドの自己資産、登記及び財務諸表 (第 14 条及び第 15 条)
- 第 6 章 ファンドの活動に対し行う監督 (第 16 条)
- 第 7 章 ファンドの活動の終了 (第 17 条)
- 第 8 章 その他の規定 (第 18 条及び第 18 条)

添付法令資料 4 :

建設サービスに関する 2017 年 1 月 12 日付インドネシア共和国法律 No.2 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 原則及び目的 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 責任及び権限
  - 第 1 節 責任 (第 4 条)
  - 第 2 節 権限
    - 第 1 款 中央政府の権限 (第 5 条及び第 6 条)
    - 第 2 款 州の地方政府の権限 (第 7 条)
    - 第 3 款 県/市の地方政府の権限 (第 8 条ないし第 10 条)
- 第 4 章 建設サービス事業
  - 第 1 節 建設サービス事業の構造
    - 第 1 款 総則 (第 11 条)
    - 第 2 款 事業の種類、性質、分類及びサービス (第 12 条ないし第 18 条)
    - 第 3 款 事業の形態及び資格 (第 19 条及び第 20 条)
  - 第 2 節 建設サービス市場の区分 (第 21 条ないし第 25 条)
  - 第 3 節 建設サービス事業の要件
    - 第 1 款 総則 (第 26 条)
    - 第 2 款 個人事業登録証及び事業許可 (第 27 条ないし第 29 条)
    - 第 3 款 事業体の認証 (第 30 条)
    - 第 4 款 経歴証明書 (第 31 条)
  - 第 4 節 外国建設サービス事業体及び外国建設サービス個人事業 (第 32 条ないし第 35 条)
  - 第 5 節 建設サービス事業の発展 (第 36 条)
  - 第 6 節 持続可能な事業発展 (第 37 条)
- 第 5 章 建設サービスの実施
  - 第 1 節 総則 (第 38 条)
  - 第 2 節 建設サービス契約
    - 第 1 款 当事者の契約 (第 39 条及び第 40 条)
    - 第 2 款 サービス元請けの選任 (第 41 条ないし第 45 条)
    - 第 3 款 建設工事契約 (第 46 条ないし第 51 条)
  - 第 3 節 建設サービスの管理
    - 第 1 款 サービス元請け及びサービス下請け (第 52 条ないし第 54 条)
    - 第 2 款 建設サービスの費用 (第 55 条ないし第 57 条)
  - 第 4 節 建築物提供契約 (第 58 条)
- 第 6 章 建設のセキュリティ、セーフティ、健全性及び持続可能性

- 第 1 節 セキュリティ、セーフティ、健全性及び持続可能性の基準 (第 59 条)
- 第 2 節 建築物の失敗
  - 第 1 款 総則 (第 60 条)
  - 第 2 款 専門鑑定士 (第 61 条ないし第 64 条)
  - 第 3 款 建築物の失敗に係る期間及び責任 (第 65 条ないし第 67 条)
- 第 7 章 建設労働者
  - 第 1 節 分類及び資格 (第 68 条)
  - 第 2 節 建設労働者の訓練 (第 69 条)
  - 第 3 節 職業技能認証 (第 70 条及び第 71 条)
  - 第 4 節 専門経験登録 (第 72 条)
  - 第 5 節 建設労働者の賃金 (第 73 条)
  - 第 6 節 外国人建設労働者 (第 74 条)
  - 第 7 節 専門職の責任 (第 75 条)
- 第 8 章 指導
  - 第 1 節 指導の実施 (第 76 条及び第 77 条)
  - 第 2 節 資金調達 (第 78 条)
  - 第 3 節 報告 (第 79 条)
  - 第 4 節 監督 (第 80 条ないし第 82 条)
- 第 9 章 建設サービス情報システム (第 83 条)
- 第 10 章 国民参加 (第 84 条ないし第 87 条)
- 第 11 章 紛争解決 (第 88 条)
- 第 12 章 行政処分 (第 89 条ないし第 102 条)
- 第 13 章 経過規定 (第 103 条)
- 第 14 章 終則 (第 104 条ないし第 106 条)

添付法令資料 5 :

ベトナム商工省の国家管理範囲に属する若干の分野における投資  
又は経営条件に関する若干の法規範文書を修正し、補充し、又は廃止する通知 (目次)  
商工省の 2016 年 12 月 5 日付第 27/2016/TT-BCT 号通知 / 17.01.20 施行

- 第 1 章 国際貨物取引の範囲 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 化学工業原料の範囲 (第 4 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 工業爆発物の範囲 (第 8 条及び第 9 条)
- 第 4 章 肥料の範囲 (第 10 条)
- 第 5 章 ガス経営の範囲 (第 11 条)
- 第 6 章 省エネルギーの範囲 (第 12 条)
- 第 7 章 商工省の専門業務管理に属する食品経営の範囲 (第 13 条ないし第 19 条)
- 第 8 章 施行の組織化 (第 20 条)